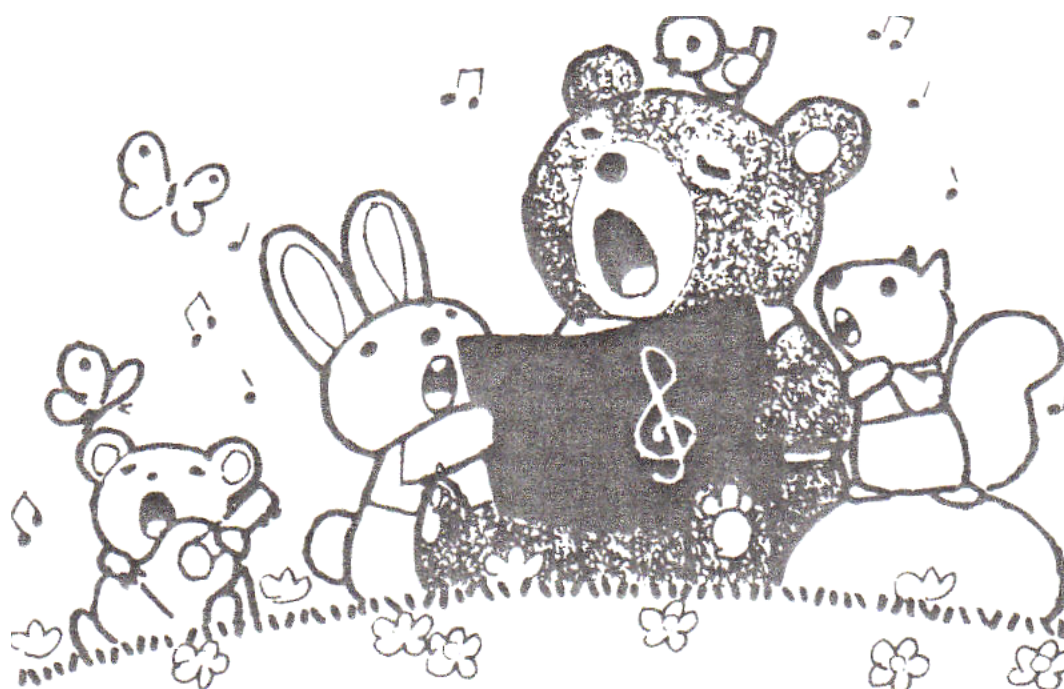


しおり

重要事項説明書

h a n d b o o k

令和 8 年度



社会福祉法人 サン福祉会

幼保連携型認定こども園

きたおおぎこども園

〒658-0014 神戸市東灘区北青木 1-1-2

TEL (078) 411-5421

FAX (078) 411-5426

幼保連携型認定こども園 きたおおぎこども園 しおり

重要事項説明書

目 次

ページ数	内容
	1. 運営主体、施設概要
	2. 基本理念、基本方針、教育・保育方針、教育・保育目標
	3. 教育・保育目標・内容
	4. 教育・保育を提供する時間、一日の流れ、学級数・クラス名
	5. 保育料について
	6. 支払方法、守秘義務及び個人情報の取扱いに関して、契約の解除について
	7. 職員の体制、学校医、学校薬剤師、健康診断の実施
	8. 苦情等の相談窓口、利用者に対しての保険、非常災害時の対策、安全対策 準備していただくもの
	9. 給食・おやつについて、留意していただく点
	10. アクセス方法
	11. 年間行事、地域・家庭子育て支援について
	12. 病気・けがについて 【感染症と出席停止】
	13. 薬について
	14. 虐待防止のための措置
	15. 地震発生時の対応について
	16. 豪雨時などに対する休園等について
	17. 災害時の避難の仕方について
	18. 独立法人日本スポーツ振興センターの災害給共済給付制度への加入について

*しおり内では、こども園のことを「園」と表記しています。

幼保連携型認定こども園 きたおおぎこども園 しおり 重要事項説明書

運営主体

名称	社会福祉法人 サン福祉会
代表者	理事長 山田 慎治（やまだ しんじ）
法人所在地	〒665-0884 兵庫県宝塚市山本西1-4-1
電話	0797-82-1280
FAX	0797-88-6700
Mail	kitaogi@sun-fukushikai.com
法人設立日	昭和51年4月
姉妹園（開設年月日）	サンこども園（姫路市） 昭和51年4月 わかばのもり保育園（宝塚市） 平成12年12月 イタミ・サン保育園（伊丹市） 平成28年4月 さんだのもり保育園（三田市） 平成28年11月 クレア・サン保育園（宝塚市） 令和2年4月 アマーレ・サン保育園（尼崎市） 令和3年4月 大東保育所（芦屋市） 令和4年4月（芦屋市より移管） エミリア・サンこども園（姫路市） 令和5年4月 サイド・サン保育園（横浜市） 令和6年4月

施設等の概要

種別	幼保連携型認定こども園
名称	きたおおぎこども園
所在地	〒658-0014 兵庫県神戸市東灘区北青木1-1-2
電話	078-411-5421
FAX	078-411-5426
Mail	kitaogi@sun-fukushikai.com
緊急用携帯電話	080-9570-5788 *園長と主幹が施設開園時間以外の緊急時のみ対応
施設長	石田 恭子（いしだ きょうこ）
開設年月日	昭和56年5月1日 平成21年4月1日（神戸市より移管）
認可年月日	平成27年4月1日
確認年月日	平成27年4月1日
利用定員	1号認定 15人 2号認定 77人 3号認定 53人

施設概要

敷地面積	1096.65㎡	主に使用する 施設の内容・面積
建物	鉄筋コンクリート造 2階建	
延床面積	749.48㎡	・乳児室・ほふく室2室 96.14㎡
設備の種類	冷暖房あり 0、1歳児室 床暖房あり	・保育室 6室 306.68㎡
		・遊戯室 2室 70.03㎡
		・園庭 424.21㎡

《基本理念》

「未来を担う子どもたちのために今の我々ができる最善をつくる」

社会福祉法人サン福祉会の運営する当こども園は、認定こども園法に基づき就学前のこどもに対する教育及び保育、ならびに保護者に対する支援を総合的に提供する。保育にあたっては保育を必要とするこどもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために保護者や地域社会と力を合わせ児童の福祉を積極的に増進する。教育に関しては義務教育及びその後の教育の基礎を培い、小学校への円滑な接続に努める。尚、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、園児との信頼関係が十分に築かれるよう豊かな愛情を持って接し、児童の人格形成の基礎を培うために知識の習得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発します。

《基本方針》

1. こどもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の支援を行う。
2. こどもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
3. 心身ともに健康な「豊かな人間性・自主性・自立心・協調性」、「自ら考え行動する力（知識を活かす知恵）」、「人に感謝し助け合う心」をもったこどもを育む。
4. 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たす。

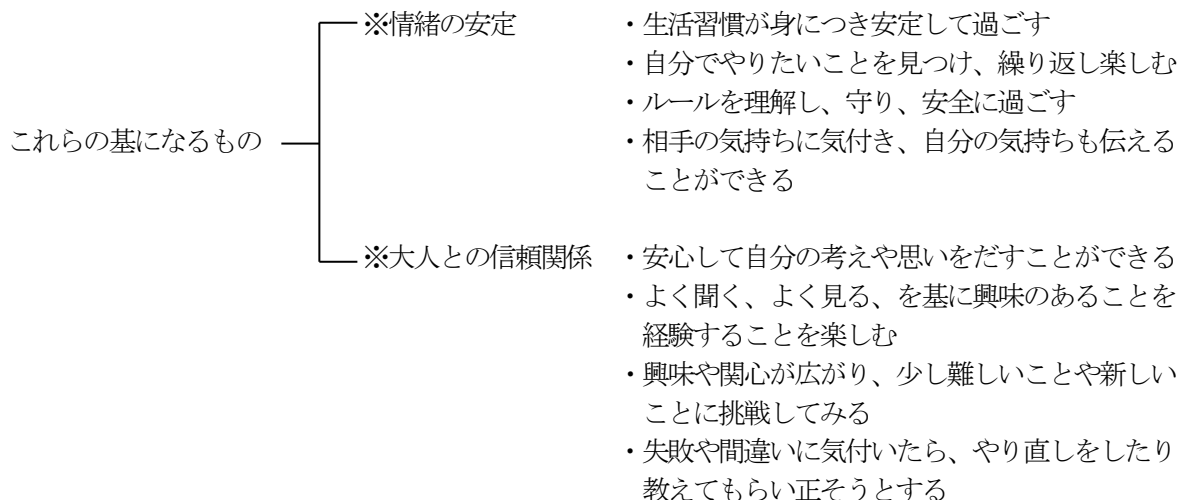
《教育・保育方針》

いろいろな経験をして、健康なからだところを育み、いのちを大切にすることこどもを育てます。

《教育・保育目標》

いのちを大切にすることこども

- ①元気・勇氣・根気のあるこども
- ②よく食べる・よく寝る・よく遊ぶこども
- ③ひと・もの を思いやる、やさしい心を持ったこども
- ④ひとのために行動し、友だちと協力できるこども



《教育・保育目標・内容》

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。

２・３号認定こどもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

いちご組（０歳児）「機嫌よく過ごす」

- ・ひとりひとりの発達の姿にあわせ離乳食の完成、歩行の開始を目指し豊かな感性や発語を育む。
- ・こどもが安心して過ごせる環境を用意し、情緒の安定を図りながら愛着関係を育てる。

とまと組（１歳児）「満足して過ごす」

- ・保育者に親しみ安心して過ごす。歩行の完成による探索活動を楽しむ。
- ・こどもの自主性を認めて、待つことや手伝うことの状況を考えてかかわる。

りんご組（２歳児）「自分をだして過ごす」

- ・保育者との安定した関係のなかで「してみよう」という意欲を基に生活習慣を身につける。
- ・好きな遊びにじっくり取り組み、そのなかで友だちの存在に気づき一緒に遊ぶ楽しさを感じ、つながりを深めていく。
- ・こどもの思いを感じとり、こどもに寄り添いながら安心して自己発揮できるようにかかわる。

うさぎ組（３歳児）「認められていることを感じて過ごす」

- ・生活習慣が自立し、認められ励まされることで自尊感情の芽生えを育む。
- ・身近な環境に意欲的に触れ、自分の思いを言葉で伝え、友だちの思いにも気付けるようにかかわる。

くま組（４歳児）「愛されていることを感じて過ごす」

- ・身近な環境・自然事象に興味を持ち、様々な遊びを通して自分で考え表現し活動する基礎力を身につける。
- ・言葉や行動だけをみて評価せず、こどもの内面に目を向け必要な援助をする。

きりん組（５歳児）「自信をもって過ごす」

- ・自ら目標をもって取り組み、見通しをもって行動し達成感を味わう。
- ・自信を持って存分に自己を発揮できるように援助する。
- ・生活や遊びの中で数量や図形・標識や文字などに興味や関心を持つ。

りす組（一時保育）「安心して過ごす」

- ・保育者に親しみを持って過ごす。
- ・様々な場面を通して集団生活の方法を知らせていく。

《教育・保育を提供する時間》

施設開園時間 7：00～19：00			
	1号認定	2号・3号認定 (保育標準時間)	2号・3号認定 (保育短時間)
通常教育・保育時間	9：00～14：00	7：00～18：00内で 保護者が必要とする時間	8：30～16：30内で 保護者が必要とする時間
延長保育時間・預かり保育時間 ※別途追加料金が 発生します	8：00～8：59 14：01～16：30 16：31～18：00	18：01～19：00	7：00～8：29 16：31～18：00 及び 18：01～19：00
提供する曜日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日	
休園日	年末年始（12月29日～1月3日）及び日曜・祝日 国民の休日 ※1号認定は、警報が発令された場合はお休みになります。		
その他休日（1号認定のみ） 夏季休暇 8月2週目から3週目まで 春季休暇 4月1週目			

（※1） 保育料の項目に記載しています

《一日の流れ》

	0～2歳	3～5歳
7:00	みんなおはよう！！今日も一日たくさん遊ぼうね！！	
8:30～9:00	朝のおやつを食べ、室内でゆったり過ごします	毎朝、戸外でたっぷり遊びます。 冬はマラソンで体力づくりをします
10:00	お外遊びの時間。近くの公園にもお散歩にいきますよ	教育・保育の時間
11:00	お昼ごはん・着替え	遊びを通して、運動・音楽・造形など年齢に沿ったいろいろな活動を経験します。遠くの公園までお散歩にも行きますよ
12:00	お昼寝	お昼ごはん・着替え お昼寝
15:00	起床・午後のおやつ（平日は手作りおやつを提供しています）	
15:30	夕方もしっかり戸外で遊びます	お部屋でリズム遊びやゲームをして夕方のリラックスタイム♪
16:00～	水分補給をして、のんびり室内でお迎えを待ちます	広い園庭で思いっきり体を動かして自由に遊びます
18:00	延長保育	
19:00	保育時間終了 また明日ね♪	

《学級数、クラス名》

0歳児（1）	いちご組	4歳児（1）	くま組
1歳児（1）	とまと組	5歳児（1）	きりん組
2歳児（1）	りんご組	一時預かり（1）	りす組
3歳児（1）	うさぎ組	1号認定（1）	

《保育料》

保護者の方は、入園後以下の費用について負担をお願いします。

【2・3号認定】

◎月の利用者負担（保育料・副食費）

2号認定（3歳児クラス以上）は無償化のため、利用者負担額はありません。

3号認定（0・1・2歳児クラス）認定区分ごとにお住まいの市町村が定める額（副食費も含まれています）

◎主食費、副食費について（3歳児クラス以上）

1か月 主食費：1300円 副食費：4700円 計6000円

*副食費については、世帯の所得状況や多子等により免除される場合があります。

◎延長保育料（2号・3号認定）

月極利用者 18:01～19:00 30分 2500円 1時間 4500円

日割利用者 18:01以降 30分毎に200円

19:01以降 15分毎に1000円（園は19:00閉園です）

保育短時間利用者の延長 7:00～8:29もしくは16:31～18:00

→保育標準時間保育料と保育短時間保育料との差額。18:01以降は上記の通り。

【1号認定】

・保育料：3・4・5歳は無償化のため、利用者負担額はありません。

・預かり保育の利用料等

8:00～8:59	日額1000円	月額10000円		
14:01～16:30	日額3000円	月額30000円	おやつ代 日額1000円	おやつ代 月額10000円
16:31～18:00	日額2000円	月額20000円		

春季休暇期間の利用料、夏季休暇期間の利用料、土曜日の利用料はかかりません。

預かり保育利用料はかかります（9:00～14:00以外の時間）

1号認定のおひさまは土曜日は原則お休みですが、就労や通院など家庭保育が困難な場合にお預かりをします。（園に証明書を提出していただきます）

・主食費副食費

***おやつ代は含まれません**

	主食費	副食費	計
	月額13000円	月額37000円	月額50000円
8月のみ	月額13000円	夏季休暇期間全日お休みの場合は、副食費が半額になります。	

【全園児】

◎実費負担額 *1号認定・2号認定・3号認定すべて同額とします。

帽子	1240円	よいこのつどい（きりん組のみ）	600円
写真代	1枚53円	園外保育（遠足等）	実費分
スポーツ振興保険（1年ごと）	240円	その他	実費分

幼児クラス用品代（1号認定・2号認定共通です）

計

3歳児（うさぎ組）	パステル16色（8000円）・のり（2600円）	10600円
4歳児（くま組）	水性マーカー12色	9100円
5歳児（きりん組）	絵の具セット12色	1,1000円

*4・5歳児クラスからの入園の方は、3歳児クラスからの用品もご購入いただきますのでご了承ください。

消費税や業者の価格設定・物価高騰の影響により、年度途中で金額を変更させていただく場合もあります。

・支払い方法

【3号】利用者負担額（保育料・副食費）、月極延長保育料、日割延長保育料、短時間延長保育料は毎月20日コドモンによる口座引き落としになります。

【2号】主食費・副食費、月極延長保育料、日割延長保育料、短時間延長保育料は、毎月20日コドモンによる口座引き落としになります。

【1号】主食費・副食費、預かり保育料、おやつ代は毎月20日コドモンによる口座引き落としになります。

＊口座引き落としの契約の都合上、現金で徴収した時は必要に応じて領収書を発行いたします。

《守秘義務及び個人情報の取り扱いに関して》

- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

《契約の解除について》

- ・園児が小学校に就学するときは、卒園するものとします。
※下記の場合、教育・保育の提供を終了し、退園させるものとします。
- ・支給認定保護者が退園を申し出たとき。
- ・保育認定子どもに該当しなくなったとき。
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

《職員体制》

・職種の職員数（令和8年4月1日時点）

職名	人数	職名	人数	職名	人数
園長	1人	栄養士	2人	健診医	2人
主幹保育教諭	2人	調理師	1人	学校薬剤師	1人
保育教諭	18人	調理補助（非常勤）	1人	事務員	1人
保育教諭（非常勤）	5人	学校医	1人	管理員	1人
保育補助	1人	学校歯科医	1人		

・職員の勤務形態・労働時間 7：00～19：00の間のシフト制

・職員の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況

幼稚園教諭免許	23名
保育士資格	26名
栄養士	2名
管理栄養士	1名
調理師	1名

・職員の経験平均年数（令和8年4月1日時点）

園長	32年
保育教諭	7年
栄養士	6年

《学校医》

- ・学校医 中村内科医院 中村 功 医師 東灘区北青木4-1-30
- ・学校歯科医 吉川歯科医院 吉川 博康 医師 東灘区北青木4-17-3
- ・健診医（耳鼻科）山形耳鼻咽喉科 山形 健一 医師 東灘区北青木3-4-19
- ・健診医（眼科）吉田眼科 吉田 弘俊 医師 東灘区深江北町3-4-22-102

園での生活は、新しい場所や遊び、友達との関係も様々になります。大きなけがにならないように気をつけていますが、万が一けがをしてしまった場合は、下記のとおりとさせていただきます。また、治療費等は園加入の保険にて対応いたしますのでご理解ください。

- 保護者の方に状況とけがの状態を連絡し、学校医または園児のかかりつけの病院に行きます。
（縫合、麻酔等を行う場合は、保護者の方に再度確認を致します。）
- けがの状態やお子さまの年齢、症状によっては病院に同伴していただく場合もあります。

《学校薬剤師》

・鈴木 紗世

《健康診断の実施》

- ・内科健診 全年齢対象に年2回（6月と10月）に実施
- ・歯科検診 全年齢対象に年1回（6月）、4・5歳のみ年2回実施（10月）
- ・耳鼻科健診・眼科検診 4・5歳児のみ 年1回実施（11月）
- ・尿検査 年1回実施（6月）
- ・発育測定

毎月、身長・体重・胸囲（年2回）の測定を行います。結果については「はついくそくていカード」にてお知らせ

いたします。

《苦情等の相談窓口》 連絡先 078-411-5421

苦情解決責任者 園長 石田 恭子 *事務所に意見箱を設置しています。

苦情受付担当者 主幹 篠原 直美 意見等がありましたらご利用下さい。

第三者委員 主任児童委員 杉友 恵美氏 078-431-2445 道脇 裕子氏 090-2281-0222
下記の目的の為に苦情解決制度を設けております。

- ・苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、第三者委員を交えるなど一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や法人・施設の信頼の確保を図ります。

《利用者に対しての保険》

日本スポーツ振興センター 災害共済給付 (別紙参照)		社会福祉施設総合損害補償 (賠償保険)	
負傷・疾病	原因である事由が園の管理下で生じた災害で、療養に要する費用が5000円以上	対人賠償	1億円(1人) 7億円(1事故)
障害	88万円～4,000万円	対物賠償	1,000万円(1事故)
死亡	1,500万円～3,000万円	入院	800円(1日あたり)

- ・請求の関係上、保護者の方に一度費用負担をお願いすることもあります。また、診断書が必要な場合もありますのでご協力ください。

《非常災害時の対策》

- ・災害時、警報発令時は、基本的に開園しておりますが、特別警報(大雨・暴風・波浪・高潮(洪水浸水想定区域 L2 の為)) 警報レベル5(緊急安全確保)が発令された時は休園になります。また、状況により独自の判断で休園する場合があります。

また、台風・大雨・洪水等の災害発生の可能性がある場合には、保育時間中でも緊急にお迎えをお願いすることがあります。地震発生時、豪雨時、災害時の避難の仕方については、P16以降をご参照ください。

- ・災害時の避難場所

モーツァルトこども園 東灘区本山南町8-3-3 TEL: 078-431-3111

もしくは本山南小学校 東灘区本山南町8-2-1 TEL: 078-452-0071

本庄中学校 東灘区青木4-4-2 TEL: 078-411-2261

- ・災害が起こった場合には、コドモンを配信して避難先や状況についてお知らせします。

《安全対策》

- ・こどもたちが安心して過ごせるように、日々安全点検を実施しています。
- ・万が一の時に備えて、毎月1回避難訓練を実施しています。
- ・不審者進入など防犯対策として、県警ホットラインを設置しています。(通報ボタンを押すとパトカーが出動します)
- ・火事から身を守るため、火災報知器を設置しています。(火災等を早く消防署に連絡することができます)
- ・監視カメラが8か所に設置されており、録画記録もしています。
- ・入口、通用門等にセンサーライトを設置しています。
- ・緊急の場合に備えてAEDを設置し、職員はAEDの救急訓練を受けています。

《準備していただくもの》

- ・前年度中に別紙にてお知らせいたします。(新入園児は面接の日にお伝えいたします。)

- ・新入園児のお子さまは、慣れるための保育の期間が一週間～二週間程あります。(お子様の様子で期間は変わります)

《給食・おやつについて》

- ・お子さまの健全な発育に必要な栄養をとるために、バランスの取れた献立を毎月のお便りでお伝えしています。
- ・基本的に平日のおやつは手作りです。
- ・医師の診断を受けて、必要な場合には食物アレルギーなどの対応食も提供しています。
- ・毎月「きたおおぎランチの日」(誕生日会メニュー) や旬の食材がテーマのメニュー等を設け、食育活動にも力を入れています。
- ・非常災害時や感染症拡大等の状況によって給食等が提供できない場合は、**お弁当の持参をお願いすることがあります。**

《留意していただく点》

1. 登降園について

- ・登園は**9時30分まで**にお願いいたします。
- ・当日の欠席や登園が遅れる場合は**9時まで**にコドモンで送信して下さい。欠席連絡が9時以降になる場合は必ず園に電話連絡してください。
- ・乳児クラスはコドモンで連絡帳(きげん・排泄・食事・睡眠・検温・コメント)を記入していただき、幼児クラスは連絡事項がある場合のみコメントを記入していただいて登園時までコドモンで送信して下さい。
- ・お迎えの方が変更になる場合は、保護者から園に連絡をしていただき「誰が」「何時に」来るかをお知らせください。(連絡がなく、確認が取れない場合はお子さまをお渡しできない場合がございます。)
- ・土曜日の出欠確認は、「連絡帳の出欠申請」にて前日の金曜日の9:00までにコドモンで送信して下さい。
- ・登園は**西門**をご利用ください。
(門の開閉時の暗証番号の入力は大人の方がするようにしてください)
(平日10時～15時は防犯上南京錠をかけていますので、出入りは南門からお願いします。その際は、必ずインターホンを押してください。)
なお、土曜日につきましては、職員の人数の都合上9時30分に施錠させていただきます。)
- ・お車で送迎の場合は15分程度の駐車をお願いします。また、北側住宅の駐車場の出入口前には駐車しないようにお願いします。(本来は駐車禁止区域です)
(近隣の住民のご協力により駐停車することができています)
- ・園舎の南側の道路は終日駐停車禁止です。

2. 持ち物、衣服、衛生面について

- ・フード付きの服や、スカートとズボンが一体になった服は、園では控えてください。
- ・アクセサリーは、付けたり、持ってきたりしないようにしてください。(カチューシャ・ヘアピン・ミサंगाなど)
- ・おやつやおもちゃは一切持たせないでください。
(かばんにキーホルダーやコップにキャラクターのシールなども控えてください。)
- ・朝食は必ず家で食べてくるようにしましょう。
(食物アレルギーのお子さまもいるので、園内に食べ物を持ち込むのはご遠慮ください。)
- ・つめはこまめに切って、いつも清潔にしましょう。衛生面はもちろんですが、怪我にもつながります。
友達に当たってもつめを切っていれば、傷になりにくいです。
*毎週月曜日の受け入れ時に担任と一緒に確認をして頂きます。伸びている場合はその場で切って頂きますので、ご協力をお願いします。
- ・持ち物、衣服には全て名前を記入してください。(下着、靴、靴下、かばん、オムツ等の細かいものにもお願いします。)

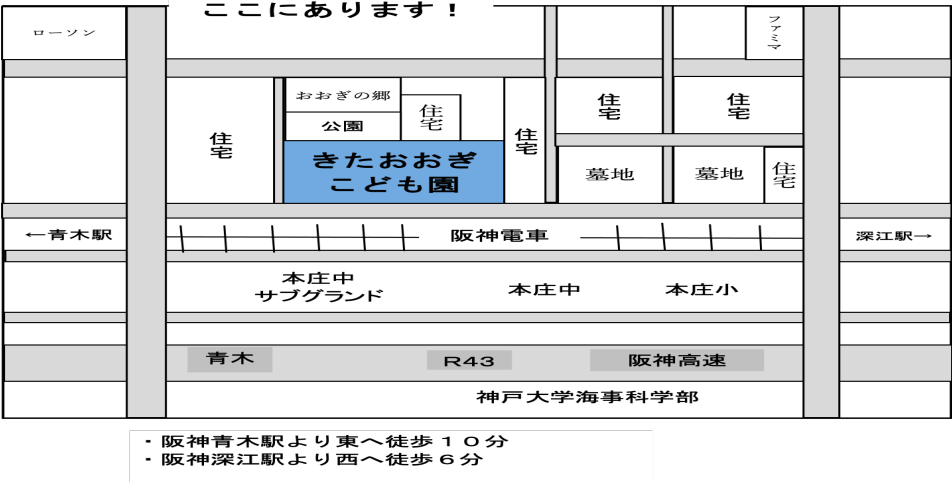
3. 変更に関する連絡方法について

- 園へ提出された情報に変更がある場合は、早急に園にご連絡ください。
(直接区役所へ連絡した場合や、書類を提出された場合も 必ず園にもお知らせ下さい)
- *勤務先・住所・氏名・電話番号の変更は、至急 担任か事務所までお知らせください。

＊緊急連絡先の変更は、至急 担任までお知らせください。（必ず繋がる連絡先を伝えてください。）
 ＊園を退園される場合は、できるだけ早くお申し出ください。退園の届出用紙は園にあります。
 （申し出が遅いと、翌月の負担額が必要になる場合もあります。）

《アクセス方法》

阪神電鉄 青木駅 北側線路沿い東に徒歩１０分
 深江駅 北側線路沿い西に徒歩８分
 阪急電車 岡本駅 南東へ徒歩２５分
 J R 摂津本山駅 南東へ徒歩２０分
 甲南山手駅 南西へ徒歩２５分



《年間行事》

新年度の4月に年間行事予定表を配布しております。保護者参加行事は、ご予約いただきご参加のうえ、お子さまと一緒に楽しんでください。

*ご家庭での姿とは違った集団の中での様子をご覧いただけたと思います。◎印は保護者参加行事になります。

4月	◎入園式（新入園児の保護者のみ） 春の遠足（4歳・5歳）	10月	◎運動会（3～5歳） 秋の遠足（3歳） 交通安全教室（4・5歳）
5月	春の遠足（3歳） ◎乳児ふれあい運動会（0～2歳）	11月	秋の遠足（2歳児） やきいも大会 遠足（4・5歳） よい子の集い（5歳児） 買い物体験（5歳児）
6月	◎保育参観（3～5歳） 歯科健康教育 プール開き	12月	◎乳児生活発表会 おもちゃつき クリスマス会
7月	高齢者施設訪問（5歳） たなばた会 プールじまい	1月	お正月遊び 卒園児記念撮影
8月	一年生のつどい 夏まつり	2月	まめまき ◎幼児生活発表会
9月	◎保育参観（0～2歳）	3月	ひなまつり会 遠足（2歳・3歳） おわかれ遠足（4・5歳） ◎卒園式（5歳児の保護者のみ） おわかれ会

- ・年間予定ですので変更になる場合があります ・プラネタリウム見学（5歳）は日程調整中です
- ・その他…毎月、誕生日会・避難訓練をしています
毎月2回、英語とふれあう「ファンタイム」を実施しています（4・5歳児のみ）
- ・地域交流として本庄小学校生や本庄中学校生、東灘高校生との交流、トライやるウィーク・体験保育の受け入れなどを行っています。

《地域・家庭子育て支援について》

「園庭開放」	毎週水曜日（第4週を除く）	10時30分～11時30分
「すくすくひろば」	月1回	10時30分～11時30分（※要予約）
「ぽかぽかひろば」	月1回	10時30分～11時30分（※要予約）
「一時保育」	月～土	8時00分～18時00分（※要事前登録・要予約）

「ベビーマッサージ」	月1回	10時30分～11時30分（※要予約）
------------	-----	---------------------

- ・保育園施設の開放

- ・子育てに関する相談や援助の実施
- ・子育て家庭への交流の場の提供および交流促進

《病気・けがについて》

- ・登園後に発熱した場合（原則38度以上。お子さまの状況にもよります。）
 - ＊緊急連絡先に電話をして、お子さまの様子をお伝えします。症状によってはお迎えに来ていただきますのでご了承ください。
- ・お仕事をされている保護者の方の中には、お子さまが体調不良の時に登園を希望される場合もあるかとは思いますが、出来る限りご家庭での保育にご協力をお願い致します。その場合は必ず担任まで詳しく病状をお知らせください。
 - ＊神戸市病児・病後児保育事業の一覧表があります。（必要な方は申し出てください）

【感染症と出席停止】

園生活は、乳幼児の集団生活の場ですから、感染症については特に配慮が必要となります。

下記のような感染症にかかったら、他のこどもに感染して迷惑をかけることになりますので、出席停止となります。

医師に「完治しました」との認定を受けるまで登園を控えてください。（学校保健法施行規則第19条及び20条）

治療して登園するときは、医師の治療証明書が必要です。この証明書は医師の診断書でも結構ですし「意見書」を用いても差し支えありません。（感染症の疑いがある場合は、初診時から意見書を持ってってください。）

また、お子さまが感染症にかかった場合だけでなく、家庭内に第1種の感染者が出た場合も出席停止となります。

その場合も、登園にあたっては患者の治療証明書が必要になります。（ご不明な場合は、園までお問い合わせください）

区分	病名	感染しやすい期間	登園のめやす	登園の際に医師記入の「意見書」が必要な病気
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、痘そう、南米出血熱	治癒して医師の許可があるまで		
第2種	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで	
	麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから	
	水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべて発しんが痂皮化してから	
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから	
	結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ、パラチフス、腸チフス、細菌性赤痢	治癒して医師の許可があるまで		
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの	
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから	
	急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで	

その他の感染症 (保護者記入の「登園届」が必要)	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	インフルエンザ ※当面の間	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(乳幼児にあっては、3日を経過するまで)
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	新型コロナウイルス感染症 ※当面の間	特に発症後5日間に他人に感染させるリスクが高い	発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
その他	感染性軟(属)腫(水いぼ)	症状がひどい場合は登園を控える(基本的に出席停止ではない)	
	感染性膿疱か疹(とびひ)		

《薬について》

- ・お子さまが病気等に感染した際の医師の処方した薬は「保護者が管理しお子さまに与えるものです」
- 「本来、薬は患者本人が服用しむやみに人が与える事が出来ないことになっています。しかし、こどもの場合は、薬の管理を適正に扱うことが出来ないために医師の指示で親(親権者)が代わって飲ませています。保護者は、本人(こども)の全責任を負うことが出来るからです」と、日本保健協議会では、投薬について定義されています。
- 〈持参についての注意事項〉
- ①原則として園では、薬の服用を受け付けてはいません。
しかし、やむを得ず必要な場合には万全を期すため「薬預かり書」に必要事項を記載し、医師が記入した「与薬に関する主治医意見書」を提出してください。あわせて「与薬に関する主治医意見書」の裏面には、与薬する薬の医薬品情報(写)を添付してください。なお、座薬については対応できません。
- ②薬は、お子さまを診断した医師が処方して調剤したもの又は、薬局で調剤したものに限りです。
(保護者の個人的な判断で持参した薬・市販薬は、対応できません。)
- ③薬は必ず保護者から担任に手渡ししてください。
- ④慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、主治医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
(「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というような症状を判断して与えなければならない場合には、園としてはその判断ができませんのでご連絡をさせていただきます。)
- ⑤持参する薬について
使用する薬は一回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
袋や容器には必ずお子さまの名前と日付を記入してください。
- ⑥塗り薬の場合も、原則として上記のとおりといたします。一回ずつに分けることができない場合はご相談ください。
【お願い】受診の際に、薬の投与の時間を「朝・夕の投薬」に出来るか確認を行ってください。なるべく園で薬の投与を少なくしたいと考えています。ご協力お願いいたします。

《虐待防止のための措置》

- 1 当園は、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - (3) その他、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る、体罰等直接入園児の身体に外傷を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
 - (6) 入園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 当園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。

《児童虐待防止法遵守》

職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

地震発生時の対応について

☆こどもの安全確保を最優先に行動いたします。

園の状況などはコドモンなどでお知らせしますので、安全確認のためのこども園への電話は控えていただきますようお願いいたします。

☆安全に保育を行うことが難しいと判断した場合は、お子様をお預かりできない場合があります。

（園舎に被害が出ている、安全に登園・降園が出来ない、又、職員の出勤困難により人数が確保できない場合など）

☆地震等の状況によっては、給食等が提供出来ない事があります。

（ライフラインがとまった、調理員が出勤不可能な場合など、状況によって給食等が提供できない場合は、お弁当のご持参をお願いすることがあります。）

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

豪雨時などに対する休園等について

神戸市の指導の下、対応として下記の情報が発令された場合は、
原則休園となります。

開園前 (7:00前) ※保護者の方には、「コドモン」でお知らせします。 登録を必ずお願いいたします。	気象情報等 (気象庁発令) 避難情報 (神戸市発令)	注意報・警報など	特別警報 (大雨、暴風、波浪、高潮)
	警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示) 原則発令されることがありません	開園	休園
	警戒レベル5 (緊急安全確保)	休園	
	登園後 ※保護者の方にお知らせ (コドモンまたはお電話) をしますので、速やかにお迎えをお願いいたします。	気象情報等 (気象庁発令) 避難情報 (神戸市発令)	注意報・警報など
警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示) 原則発令されることがありません		保育を継続しますが、出来る限り早めのお迎えをお願いします。	
警報レベル5 (緊急安全確保) 特別警報 (大雨・暴風・波浪・高潮 (洪水浸水想定区域L2 の為)) が発令されたときは、緊急避難場所に避難を開始します。 *屋外に移動することで危険が生じる状況の時は、最新情報を収集し、最も安全な場所で過ごします。			

※発令区域外や通常の警報の場合でも、休園・自宅待機・避難等の対応を取らせていただく場合があります。
 (安全な登園や教育・保育等の確保ができないと判断した場合や、交通網遮断等で職員の確保ができない場合など)

災害時の避難の仕方について

きたおおぎこども園では、毎月様々な災害を想定し子どもたちと共に避難訓練を行っています。

災害時の避難場所は、以下のようになっています。

<1 次避難場所>

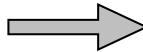
大雨による浸水や津波警報の出ていない地震など



きたおおぎこども園
園庭もしくは遊戯室

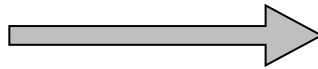
<2 次避難場所>

① 大雨や地震などの影響でライフラインが不通になったり
園内で過ごすのが危険と判断した場合

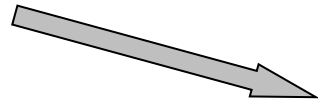


本庄中学校
TEL078-411-2261
東灘区青木4丁目4番2号

② 津波警報が発令された場合



モーツァルトこども園
TEL078-431-3111
東灘区本山南町8丁目3-3

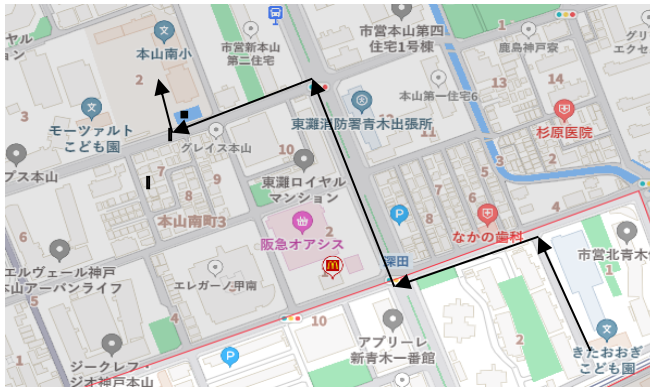


本山南小学校
TEL078-452-0071
東灘区本山南町8丁目2-1

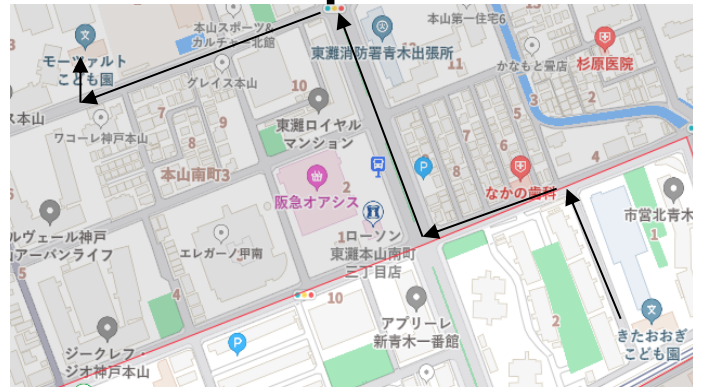
*2次避難をする場合は、①②どちらに避難しているのか分かるように園のフェンスにはり紙をしておきます。

※各場所への避難経路については下記のマップをご確認ください。

<本山南小学校>



<モーツァルトこども園>



<本庄中学校>



*災害時の道路状況によっては、経路を変更する場合がありますのでご了承ください。

<緊急時のお子様の引き取りに対するルール>

◎ できる限り保護者の方が引き取りに来てください

◎ 職員が「人数把握カード」を持っていますので、必ず職員に声をかけてからお子様をお引き取り下さい。

<その他>

台風や大雨の予報が出て危険と感じた時は「コドモン」を使って情報発信をします。

状況に合わせてお子さまのお迎えをお願いいたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人 サン福祉会

社会福祉法人 サン福祉会では、在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。下記の同意書に御記入の上、**きたおおぎこども園**へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和6年4月1日から、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。保護者負担金が変わる場合は、その都度お知らせいたします。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの （・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病）	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
（保育所等における保育中を含む。）
- ④ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等
- ③ 休憩時間中、その他校長（園長）の指示・承認に基づき学校にある場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

* これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 240 円

※負担金額は年額です。

（き り と り）

同 意 書

社会福祉法人 サン福祉会 殿

きたおおぎこども園

組 園児氏名

社会福祉法人サン福祉会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記園児が加入することに同意します。

年 月

保護者又は後見人氏名

日